

2018年7月3日

受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

「UBS グローバル CB ファンド」信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では「UBS グローバル CB ファンド」（以下「当ファンド」）につきまして、2018年8月31日をもちまして信託を終了（繰上償還）させていただく予定と致しましたので、下記の通りご連絡申し上げます。

なお、このお知らせは、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第32条の規定に基づく手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただいております。

※この信託の終了（繰上償還）にご異議のない場合は何ら手続きの必要はございません。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託の終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは、2006年5月8日の設定以来、投資信託証券への投資を通じて世界各国の転換証券、短期公社債等に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、当ファンドの純資産総額が、効率的な運用に必要な額として信託契約に定める30億円を大幅に下回る状況にあり、今後も追加設定の増加が見込めず、効率的な運用を行うことが困難になることが予想されることから、信託を終了することが受益者のために最善であると判断し、当ファンドの信託期間を繰上げて償還する予定とさせていただきました。

2. 信託終了（繰上償還）日までの運用について

信託終了（繰上償還）日までの当ファンドの運用は、可能な限り運用の基本方針に沿って行う予定ですが、市況動向、資金の流入または流出状況等によっては、それができない場合があります。

3. 手続きおよび信託終了（繰上償還）に関するスケジュールについて

- ① 公告日（日本経済新聞朝刊）：2018年7月3日
- ② 受益者による異議申立期間：2018年7月3日から2018年8月3日まで
- ③ 信託終了（繰上償還）可否決定日：2018年8月3日
- ④ 異議申立受益者の買取請求期間：2018年8月4日から2018年8月23日
- ⑤ 信託終了（繰上償還）予定日：2018年8月31日

※ 公告日（2018年7月3日）現在の受益者は、異議申立期間中に、弊社に対し、書面によりこの信託の終了（繰上償還）に対しご異議を申し立てることができます。

なお、2018年7月2日以降のお申込みにより取得された方および2018年6月29日以前のお申込みにより解約された方は、この信託の終了（繰上償還）に対しご異議を申し立てることはできません。

※この信託の終了（繰上償還）に異議のない場合は何ら手続きの必要はございません。

[繰上償還を行う場合]

上記②の期間中にご異議の申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2018年8月31日に当ファンドが繰上償還されます。

[繰上償還を行わない場合]

ご異議の申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行いません。この場合、繰上償還しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、書面にてご報告いたします。

なお、この場合、当ファンドは存続することになりますが、従前通りの運用を継続することが困難になる可能性があります。

4. 異議申立方法について

予定しております信託の終了（繰上償還）に対しご異議のある受益者は、以下に述べる手続きに従いご異議の申立てを行うことができます。ご異議の申立てをされる方は、大変ご面倒をお掛けいたしますが、書面に以下の内容をご記入、捺印の上、2018年8月3日(必着)までに下記宛に封書にてご郵送ください。

(1) 宛先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー

UBS アセット・マネジメント株式会社

クライアント・サービス部 繰上償還に関する異議申立窓口行

(2) ご記入いただく内容

- | |
|---|
| <p>① ご住所</p> <p>② お名前（署名および販売会社へのお届け印捺印）</p> <p>③ 電話番号（日中連絡先）</p> <p>④ ファンド名 「UBS グローバルCB ファンド」</p> <p>⑤ 受益権を保有している販売会社名、取扱店名および口座番号</p> <p>⑥ 公告日（2018年7月3日）現在の受益権口数</p> <p>⑦ 信託の終了（繰上償還）に反対する旨</p> |
|---|

※ 当ファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有するすべての取扱店名、口座番号をご記入ください。

※ ご自身の受益権口数をご不明の場合は、販売会社へご確認の上、ご記入ください。

※ 上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議の申立てをお受けできなくなる場合がありますので、ご留意ください。

[個人情報の取扱いについて]

当手続きにあたりお客様に関する情報（氏名、ご住所、お電話番号、投資信託口座番号および受益権口数等）を、販売会社、受託会社（再信託受託会社を含みます。）および委託会社（弊社）が共有することがありますのでご了承下さいませようお願い申し上げます。なお、取得した個人情報は、異議申立手続きおよび買取請求に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

5. ご異議の申立てをされた受益者の買取請求の手続きについて

ご異議の申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定した場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）にご異議の申立てをされた受益者は保有する受益権につき、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社に対し、信託財産による買取を請求することができます。

なお、ご異議の申立てをされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありませ
ん。異議申立期間中、買取請求期間中ともに、信託終了（繰上償還）に対しご異議の申立てをさ
れたか否かに関わらず、販売会社においては、通常どおり、当ファンドの換金のお申込みを行う
ことができます。ただし、買取請求を行った受益権については、通常の換金のお申込みを行うこ
とができなくなりますのでご留意ください。

(1) 買取請求期間

2018年8月4日から2018年8月23日まで

(2) 手続き方法

異議申立てされた受益者の方に別途買取請求関係書類を、弊社よりお送りいたします。買取請求を行う場合は、以下の手続きによりお申込みください。

- ① 弊社よりお送りします「投資信託受益権買取請求書」に必要事項をご記入のうえ、当ファンドをご購入された販売会社の本・支店等にご提出ください。「投資信託受益権買取請求書」は、販売会社より弊社を經由して受託会社に送付されます。
- ② 受託会社にて「投資信託受益権買取請求書」が受理されたのち、買取請求手続きをされた受益者に対し受託会社よりマイナンバー確認書類（ならびに本人確認書類）が郵送されますので、マイナンバー確認書類到着後、必要事項をご記入のうえ、受託会社に簡易書留により直接ご返送ください。

※ 2016年1月より「マイナンバー（個人番号）制度」の開始に伴い、投資信託の買取請求のお手続きにおいて受託会社が法定書類を作成する際に受益者のマイナンバー（個人番号）が必要となります。マイナンバー確認書類は、販売会社または委託会社にご提出なさらないようご注意ください。

なお、原則として上記の書類すべてを受託会社が受理した日が受付日となります。

(3) 買取価額

買取価額は、原則として、受託会社が当該買取請求必要書類を受付けた日の翌営業日の基準価額とさせていただきます。

なお、受託会社より買取代金をお支払する際に、振込手数料が差し引かれます。

(4) その他

上記の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに通常の換金のお申込みの場合よりも日数を要することがあります。また、買取代金をお支払する際に、買取事務に関する費用（振込手数料）を買取代金より差し引かせていただきます。

※ 上記の買取請求は、信託終了に対しご異議の申立てをされた受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

<本件に関する問い合わせ先>

UBS アセット・マネジメント株式会社

信託終了（繰上償還）お問い合わせ窓口

電話番号 03-5293-3700（受付時間 営業日の9：00から17：00まで）